

# 「国民体育大会ふるさと選手制度」の概要

(平成23年3月改訂版)

- 1 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項〔本則第8項1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
  - (1) 居住地を示す現住所
  - (2) 勤務地
  - (3) ふるさと※本県出身の大学生・社会人は「ふるさと」登録を長崎県にすれば本県から出場できる。
- 2 「ふるさと」とは、卒業小・中学校または高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特定措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」（都道府県）は、変更できないものとする。また、登録済みの者が2回目以降出場しようとする場合は、「ふるさと選手制度使用申請書（様式3-B）」を毎回提出しなければならない。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-（1）- 1）- ③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

## 「国内移動選手の制限」

前回の大会（都道府県予選を含む）に選手・監督で参加した者が、異なる都道府県から出場する場合については、以下の場合を除き以後2大会以上出場しないことが条件となる。

- (ア) 成年種別：①高校・大学新卒業者 ②結婚または離婚に係る者 ③ふるさと選手  
(イ) 少年種別：①中学新卒業者 ②結婚または離婚に係る者 ③一家転住に係る者  
④JOCエリートアカデミーに在籍する者

- ※①「ふるさと」から出場する場合は「国内移動選手の制限」に関わらず、前年もしくは前々年と異なる都道府県から出場することができる。
- ②「ふるさと」から2年以上連続して出場した場合は、翌年もしくは翌々年でも「居住地」か「勤務地」から出場することができる。
- 6 「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

※①「ふるさと」を登録した時点で1回目の活用とみなす。

②「ふるさと」から2年以上連続して参加できない場合でも「ふるさと」の都道府県スポーツ協会会長が認めた場合はこの限りではない。

ただし、2回出場（予選会を含む）するまでは「ふるさと」以外の都道府県からは出場できない。

③上記②の特例として、新卒者や離婚結婚に係る者の場合は、2年連続して出場していない場合でも「ふるさと」以外の都道府県から出場できる。

ただし、この場合は「ふるさと選手制度」を1回利用したものを見なす。
  - 7 参加都道府県は、「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申し込み締切り期日までに、（公財）日本スポーツ協会宛に提出する。
  - 8 本制度の登録者から得た個人に関する情報は、別に定める使用目的には使用しない。

# 国民体育大会「ふるさと選手」の登録要領

(平成23年3月改訂版)

## (1) 対象者 (以下の3つの条件を全て満たす者)

- ①「長崎県」を「ふるさと」として登録することを本人が希望している者。
- ②出場しようとする国体の開催年度の4月1日現在、満18歳以上の者。
- ③長崎県内の小・中学校または高等学校を卒業した者。

## (2) 登録の方法

### <初めて登録する場合>

- (1) 競技団体は次の書類①～④を本人に届ける。
  - ①「制度の概要」
  - ②「登録要領」
  - ③「ふるさと登録届 (様式3-A)」
  - ④「ふるさと選手登録に係る承諾書 (様式4)」(③④については長崎県スポーツ協会ホームページからもダウンロードできる)
- (2) 競技団体は、①・②をもとに本人へ十分な説明を行った後、登録の意志を確認し了解を得て③・④を本人から受理をする。
- (3) 競技団体は③・④のコピーをとり、控えとして保管する。
- (4) 競技団体は、別紙かがみ (様式1) に⑤「ふるさと登録選手一覧 (様式2)」と③、④の原本を添付し、県内予選会の1週間前までに長崎県スポーツ協会へ提出する。

### <2回目以降登録する場合>

- (1) 競技団体は次の書類①・②を本人に届ける。
  - ①「ふるさと選手制度使用申請届 (様式3-B)」
  - ②「ふるさと選手登録に係る承諾書 (様式4)」(①②については長崎県スポーツ協会ホームページからもダウンロードできる)
- (2) 競技団体は①・②を本人から受理をする。
- (3) 競技団体は①・②のコピーをとり、控えとして保管する。
- (4) 競技団体は、別紙かがみ (様式1) に⑤「ふるさと登録選手一覧 (様式2)」と①、②の原本を添付し、県内予選会の1週間前までに長崎県スポーツ協会へ提出する。

- ① 長崎県スポーツ協会は、国民体育大会九州ブロック大会の参加申込に合わせ、本県から出場する「ふるさと選手」一覧 (含：ブロック大会不出場者) をブロック大会開催県実行委員会へ提出する。
- ② 長崎県スポーツ協会は、国民体育大会本大会の参加申込に合わせ、本県から出場する「ふるさと選手」 (本大会に出場しなかった者も含む登録者全員) 一覧を日本スポーツ協会へ提出する。
- ③ 長崎県スポーツ協会は、「ふるさと登録届 (様式3-A)」・「ふるさと選手制度使用申請届 (様式3-B)」・「ふるさと選手登録に係る承諾書 (様式4)」の原本を保管し、本県の「ふるさと登録者一覧」を作成管理する。

【事例4：ふるさと選手制度を活用する者】

	第76回大会 2021年	第77回大会 2022年	特別大会 2023年	第78回大会 2024年	第79回大会 2025年	第80回大会 2026年	第81回大会 2027年
J選手	— (中止)	—	鹿児島県 ふるさと (1回目①)	鹿児島県 ふるさと (1回目②)	鹿児島県 ふるさと (1回目③)	鹿児島県 ふるさと (1回目④)	鹿児島県 ふるさと (1回目⑤)
K選手	— (中止)	栃木県 ふるさと (1回目①)	栃木県 ふるさと (1回目②)	栃木県 ふるさと (1回目③)	栃木県 ふるさと (1回目④)	栃木県 ふるさと (1回目⑤)	
L選手	— (中止)	栃木県 ふるさと (1回目①)	栃木県 ふるさと (1回目②)	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)	
M選手	— (中止)	栃木県 ふるさと (1回目①)	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	栃木県 ふるさと (2回目①)	栃木県 ふるさと (2回目①)	
N選手	— (中止)	栃木県 ふるさと (1回目①)	栃木県 ふるさと (1回目②)	東京都 (勤務地)	栃木県 ふるさと (2回目①)	栃木県 ふるさと (2回目②)	
O選手	— (中止)	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	佐賀県 ふるさと (1回目①)	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	
P選手	— (中止)	栃木県 ふるさと (1回目①)	—	栃木県 ふるさと (1回目②)	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	
Q選手	— (中止)	栃木県 ふるさと (1回目①)	—	—	—	栃木県 ふるさと (1回目②)	

(例)1回目①=1回目活用の1年目 1回目②=1回目活用の2年目  
2回目①=2回目活用の1年目 2回目②=2回目活用の2年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※ J選手、K選手の事例：

J選手はふるさと選手制度を活用する基本的な例。K選手は、都道府県選択方法を変えなければふるさと選手制度を続けて活用し出場する場合、1回目の制度利用が続くことを示した例。

※ L選手の事例：

K選手はふるさと解除の基本的な例

※ M選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、第76回大会の中止に伴う対応により、第77回大会の利用をもって前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる。

※ N選手の事例：

ふるさと選手制度第5条【「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする】を示した例

※ O 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、第78回大会の「ふるさと」活用は1回目の活用と数え、残りの活用回数は1回とする。

※P～Q 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、1年目の利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと」を選択して参加すれば、1回目の継続活用となる。